北海道大学大学院理学研究院ワイヤ放電加工機使用内規

　（趣旨）

第１条　この内規は、北海道大学（以下「本学」という。）における教育研究支援の充実を図るため、大学院理学研究院（以下「本研究院」という。）が管理及び運用する別表に掲げるワイヤ放電加工機（以下「本設備」という。）の使用について必要な事項を定めるものとする。

　（管理責任者）

第２条　本設備の適切な使用について管理させるため、管理責任者を置くものとし、その職に北海道大学大学院理学研究院長をもって充てるものとする。

　（使用者の資格）

第３条　本設備を使用できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

　(1) 本研究院等技術部の職員

　(2) 本研究院以外の本学の教職員で、かつ本設備又は類似設備の使用に精通した者

　（使用の申請及び承認）

第４条　本設備の使用を申請する者（以下「申請者」という。）は、予算執行権限を有する本学の教職員とする。

２　前条第１号に規定する職員に作業を依頼する申請者（理学研究院、先端生命科学研究院及び総合博物館の教職員に限る。）及び前条第２号に規定する教職員をもって本設備を使用しようとする申請者は、別記様式に定める申請書により、原則として使用予定日の１週間前までに管理責任者に申請し、その承認を受けなければならない。

３　管理責任者は、前項の申請書を受理した場合において、当該申請が適当であると認めるときは、これを承認するものとする。

　（使用の順位）

第５条　本設備の使用の順位は、原則として承認の順位とするが、理学研究院、先端生命科学研究院及び総合博物館の申請者を優位とすることを妨げない。

　（使用料）

第６条　本設備の使用の承認を受けた者は、使用に要する費用を経費の振替により納付するものとし、その額は、別表に定める額とする。

２　前項の規定にかかわらず、管理責任者が特に認めるときは、使用料の額の全部又は一部を免除することができる。

　（目的外使用の禁止）

第７条　使用者は、使用の承認を受けた目的以外に本設備を使用し、又は第三者に使用させてはならない。

　（使用承認の取消し等）

第８条　管理責任者は、使用者がこの内規に違反し、本設備の使用に重大な支障を生じさせたときは、第４条第２項の承認を取り消し、又は使用を停止することができる。

　（損害賠償）

第９条　使用者は、故意又は重大な過失により本設備を滅失し、又は損傷したときは、その損害を賠償する責めに任ずるものとする。

　（事務）

第１０条　本設備の使用に関する事務は、理学・生命科学事務部事務課が処理する。

　（雑則）

第１１条　この内規に定めるもののほか、本設備の使用に関し必要な事項は、大学院理学研究院等技術部運営協議会の議を経て、管理責任者が定める。

　　　附　則

　この内規は、平成２６年１０月２日から施行する。

　　　附　則

　この内規は、令和４年８月１８日から施行する。

附　則

　この内規は、令和４年１１月１日から施行する。

別表（第１条、第６条関係）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 設備名 | メーカー | 型式 | 設置場所 | 使用料（30分当たり） |
| ワイヤ放電加工機 | (株)ソディック | SL400G | 理学研究院  機械工作室 | ５００円 |

備考　徴収料金は、使用時間３０分ごとで算出し、３０分未満の端数は３０分とする。